

昨年度から改善が見られた事項

参考資料4

番号	改善が見られた事項	回答団体	
1	各補装具の定義(「〇〇とは、…」)が明示され、判定に際しての基本的な考え方が整理されたこと。	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	岩手県
2	購入基準の備考内容が充実したことで、要領の確認が減り、作業時間が短縮した。	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	徳島県
3	18歳未満の補装具費の公費負担について、世帯の所得上限が撤廃されたことは、高額所得世帯の障害児に対する「逆差別」が解消されたということになり、大きな改善であると考えます。	28 全国肢体不自由児施設運営協議会	
4	①補装具の定義の記載 ②装具 「MP関節遠位」と「MP関節近位」ができたことで、足底装具の算定方法を説明しやすくなった。 ③姿勢保持装置 構造フレームに車椅子としての機能を付加する場合の耐用年数が明記されたこと。	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	福岡県
5	○告示上限価格を超えることのみをもって特例補装具として取扱うことは適切ではないことと記したことから、特例としての取り扱いが減少した。 ○特例補装具を支給した場合、真に必要なものであったかの確認のために、支給後の使用状況についても確認の上、記録することとしたことから、真に必要なものとしての申請に繋がる。 ○補装具の名称において定義づけがなされとことから、補装具の取扱が行い易くなった。	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	滋賀県
6	福祉用具専門官に義肢装具士の有資格者、つまり実務家の専門官が初めて着任し、今般の告示改正に向けて、物価高騰の影響、価格の変動、経営状況等について、各団体に対して丁寧なヒアリングが行われたが、そのようなヒアリングはこれまでになかったことで非常に高く評価している。 また、当事者団体を含め、補装具関連の各団体等に向けた補装具費支給制度に関する教育講演の数は従来とは比べ物ならず、現場に即した説明で非常に分かりやすい。告示改正後の丁寧な説明と具体的な算定基準例の提示は、更生相談所のスムーズな支給決定につながっている。更生相談所の職員が専門官の教育講演を聴講しに学会に参加する等、各方面ともに制度への理解が大きく深まっており、事業者と更生相談所のトラブルや地域間格差が減少している。 今般、50年ぶりに用語の定義等も含めて全体的に告示内容の整理が実現した最も大きな要因は実務家専門官の着任に他ならず、ヒアリングの内容も全てではないが反映されている。今後も引き続き多方面に対する丁寧なヒアリング及び制度の説明等を続けていただくとともに、補装具費支給制度を担当する部署におかれては、現場を知る義肢装具士等の実務家職員の数を増やしていただきたい。	補装具関連7団体協議会 01 日本義肢協会 02 日本福祉用具・生活支援用具協会 03 日本車椅子シーティング協会 04 日本補聴器工業会 05 日本補聴器販売店協会 06 日本障害者コミュニケーション支援協会 13 日本義肢装具士協会	
7	1. 支給基準額アップについて 特に高い適合及び製作技術を必要とする股義足の基準額が大幅にアップしたことにより、義肢装具士のかかる手間や技術が正当に評価され、より利用者へ質の高い製品が提供される環境が整ったといえる。ただし今回の改正を受け経営状況等の改善については別途調査が必要である。 2. 新設および算定基準の明分化について 今回の改正で広く使用されている印象材を用いた採型の基本価格やレディメイド装具の新設、または購入基準の備考欄に価格算出に関する留意点が多数明文化されたことにより、各地域における見積りのばらつきが減少している。これは公費における公正性という観点から重要な事である。	01 日本義肢協会	

8	<p>令和6年度告示改正で、1購入基準(4)装具(レディメイド)が新設された。また既製品の治療用装具としてリスト化されているものも対象となった。今まで各更生相談所において対応方法が異なることで、当所でも装具(レディメイド)についてどのように処方するか苦慮し、判断にも相当の時間を要していた。</p> <p>補装具として承認された装具(レディメイド)が、4月改正直後は少なく、支給決定に時間を要したが、今後リスト化された製品が徐々に増加するにつれ、各更生相談所が容易、かつ迅速に支給に向けた判断が可能になると考えられる。</p> <p>上記理由から、この先の補装具支給制度にとって大きな改善と考えられる。</p>	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	東京都
9	<p>・足底装具の整理 改正前において、足底装具の採型方法や作成方法は業者によって異なり、処方内容にも違いがあったため、対応に困難を生じていたところ、改正後はこれらの問題が大幅に改善され、トラブルの発生が著しく減少した。</p> <p>・既製品装具 これまで、既製品の装具に関する処方内容については、業者との間でしばしば対立が生じていたところ、今回の改正により、既製品には本体上限価格設定されたため、これに伴うトラブルが減少した。</p>	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	京都府
10	既製品装具の種類にもよるが、厚生労働省で承認された既製品装具の価格が明確になった。	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	大阪府①
11	レディメイドが指定されたため、スムーズかつ安価で対応できるようになった。	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	高知県①
12	<p>①価格高騰により、基準額を超えていた部品については、特例補装具として取り扱って判定していたが、今回の告示改正で基準額が改定されたことにより、従来どおりの判定を行うことが可能となり、判定までの日数や事務の軽減化につながった。</p> <p>②装具にレディメイドが新設されたため、レディメイドで対応可能なケースについては、迅速な判定が可能になり、本人への支給決定にかかる時間も短縮できるようになった。</p> <p>※いずれも告示改正後に実際に判定したケースはまだないが、上記のような効果が期待できる。</p>	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	秋田県
13	<p>①レディメイド装具の新設により、更生相談所ごとに差が生じていたレディメイド装具の基準額について算定方法と根拠が明確になり、公平な補装具費支給が可能になった。</p> <p>②硬性装具へのストラップ加算の新設や、足装具の支持部・加算要素等の取扱いが明確になったことで、適切に処方指示できるようになり、事業者とのやりとりも円滑になった。</p> <p>③座位保持装置と車椅子で価格差が生じていたベルト等の課題が解消された。</p> <p>④ダブルリクライニング機構を、ティルト・リクライニング機構に準じて取り扱えることが明記された。</p> <p>⑤事務取扱要領の記載内容が整理され分かりやすくなった。これまで取扱要領に記載がなかった重度障害者用意思伝達装置等が記載された。</p> <p>⑥十分とはいえないが、基準上限価格が上がり実際価格に近づいた。</p>	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	山梨県
14	伏臥位保持装置が姿勢保持装置として、基準内で認められたことは、気管切開を有している重症心身障害児者においては、呼吸状態の改善による健康状態の改善がQOL向上につながると期待しております。	28 全国肢体不自由児施設運営協議会	
15	会員企業を対象に実施した、補装具費支給基準告示改正により改善がみられた事項に関するアンケート結果を別添資料にて提出します。(別添)	03 日本車椅子シーティング協会	
16	従来から車椅子への加算が認められていた「姿勢保持装置の完成用部品」(支持部(骨盤・大腿部)=クッション)に加え、今年度の改正により、姿勢保持装置の「カットアウトテーブル、姿勢保持部品及びベルト」についても加算が可能となり、体幹の筋力低下等により長時間の座位姿勢が難しい利用者等においても、そのニーズや身体の障害の状況に応じ、より柔軟に車椅子で対応することが可能となった。	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	京都市②
17	標準が示され、仕様決定が事業者と明確に確認できるようになった。	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	高知県②
18	車椅子については、メーカーカタログに「オーダーメイド」「モジュラー」「レディメイド」のアイコンが付いたため、地域や担当者により解釈の違いが劇的に改善された。各更生相談所の担当者からも判断しやすくなったとの声を多く聞きます。	02 日本福祉用具・生活支援用具協会	

19	昨年度提案させていただいた電動車椅子(車椅子)の基準価格について、今回の補装具費支給基準告示改正により改善がみられた。	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	埼玉県
20	1 車椅子、電動車椅子の種目に基本価格が算定できるようになったことで、構造フレームが車椅子や電動車椅子の場合に「姿勢保持装置」として申請されていたものが、「車椅子」や「電動車椅子」(姿勢保持装置の付属品を含む)の種目として申請するケースが増えている。 2 短下肢装具(硬性支柱なし)の申請時に「足背バンド」が必ず算定されていたが、今年度より備考欄に「算定不可」と明記されたことで算定されなくなった。しかしその収益を補填するためか、「マジックバンド(裏付き)」や「TYストラップ」を算定することが増えており、必要性をその都度確認している。 3 「車椅子」や「電動車椅子」の本体価格は従来「レディメイド」と「オーダメイド」の2区分であったが、改正後「モジュラー式」が加わり3区分となったことで、「オーダメイド」が減り、既製品による申請(「レディメイド」や「モジュラー式」)が増加している。	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	石川県
21	従来、上限価格の100分の110に相当する額を上限とする付属品とこれに該当しない付属品が混在する修理価格の算定について、当所と補装具事業者との見解に相違が生じトラブルに繋がることもあったが、今年度の改正で、要領に「(前略)次に掲げる付属品のみを交換する場合は100分の110に相当する額を上限とすること。(後略)」と記載されたことにより、混在する場合は、100分の106を乗じた額が上限となることが明確となり、見解の相違が解消された。	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	京都市③
22	・オーダー設計の車椅子、電動車椅子について、加算要素価格にバックサポートワイドフレームやフットサポート二重折込式、ハンドリムのリム間指定等の加算項目が新設されたことで、製作実態に見合う基準内での積み上げが可能になった。 ・車椅子等の処方に必要な確認項目が選択肢様に表記されたため、製作者との処方内容の確認がしやすく、金額概算の確認が容易になった。 ・車椅子等の種目でも、姿勢保持装置のパッド等が引用できるようになり、処方が容易になった。 ・重度障害者用意意思伝達装置の固定台(自立スタンド式)の基準額が上がったことで、特例支給のための判定会議が不要になり、速やかな支給が行えるようになった。	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	仙台市
23	特に左記の種目について、製品の価格高騰に応じて混乱があったが、基準(上限)価格が改定されたことにより、昨年度までのそれに対する対応には、苦慮することがなくなった。	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	大阪府②
24	本県では、参入している補装具事業者が少ない中、特に電動車いすに関して利幅が少ないため、今年1月に1社が撤退した。もう1社も価格改定がされないのであれば、撤退するとの申し出があった。今回の価格改定後、後者の事業者に関しては継続して見積書が作成されている。よって、補装具支給基準告示改正による改善がみられたと思われる。	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	福井県
25	従来、電動車椅子簡易型については、「基本構造:(前略)A切替式 電動力行・手動力行を切り替え可能なもの。(中略)その他は車椅子の普通型に準ずる。」とされていたことから、ハンドリムのない手押し型車椅子に電動ユニットを取り付けた電動車椅子については、特例補装具での対応となっていたが、今年度の改正により、当該電動車椅子についても基準内で支給を認めることが可能となり、支給決定までの期間短縮や申請者の負担軽減が図られた。	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	京都市①
26	本連合の用具購買所の担当者からの意見は以下の通り。 ・昨今、軽い杖を希望する利用者が増えており、主体が携帯用・繊維複合材の基準額が上がったことで、利用者が支払う超過負担がなくなり、補装具の申請がしやすくなった。 ・高齢の視覚障害者が利用する身体支持併用杖についても、基準額が上がったことで、超過負担が少なくなり購入しやすくなった。	20 日本視覚障害者団体連合	
27	①複数支給について盲ろう者等の情報取得に際して補聴器の両耳支給が可能になった事 ②価格が上がった事	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	千葉県中央
28	・複数支給について、盲ろう者等の情報取得に際して補聴器の両耳支給が可能になった ・価格があがった	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	千葉県東葛
29	様々なタイプ ¹⁾ の歩行器が出てきているため、補装具対象なのか判断に苦慮していたが、JIS規格の明記により判断がつきやすくなった。	19 全国身体障害者更生相談所長協議会	富山県
30	本年4月の支給金額見直しにより、全品目の支給額が増え、メーカー、販売店の収益が多少ではあるが改善した。 特に「視線検出式入力装置(スイッチ)」「固定台(自立スタンド式)」などは、他の選択肢が無く導入には高額な自己負担が求められていたものが、ほぼ1割の自己負担額に収まる支給額設定となった事で、導入へのハードルが大幅に改善され、支給が円滑に進むようになった。	06 日本障害者コミュニケーション支援協会	

補装具費支給基準告示改正により改善がみられた事項に関する アンケート結果

一般社団法人日本車椅子シーティング協会

質問1-1. 令和6年4月の告示改正に伴い、一番改善されたと思われるものを以下から1種目に絞って選択してください

選択肢	全体(97社)	
	選択数	%
1. 姿勢保持装置	6	6.2%
2. 車椅子	69	71.1%
3. 電動車椅子	16	16.5%
4. 座位保持椅子	1	1.0%
5. 起立保持具	0	0%
6. 歩行器	0	0%
7. 改善された点はない	5	5.2%

質問1-2. 「質問1-1」で選択した種目について、もっとも改善されたと思う内容を1つだけ具体的に記載してください（改善された点が無い場合は「無し」と記載）

※ 意見が多かった項目順に記載しています

1. 姿勢保持装置

- ・全体の価格アップ
- ・カットアウトテーブルの価格改定

2. 車椅子

- ・基本価格の新設（価格だけでなく今回から製造系に組み込まれたことを高評価する声もあり）
- ・項目の細分、明確化（分かりやすい、算定が容易で明確、地域差が少なくなりそう、実情に近いなど）
- ・オーダーメイド価格のアップ
- ・テーブルおよびテーブル取付部品
- ・クッションモールド型
- ・車椅子と姿勢保持における乗り入れや同一項目同等価格になったこと
- ・区分の明確化（オーダー、モジュラー、レディ）
- ・これまで無かった調整に関する種目「交換をを伴わない成長調整」が追加されたこと
- ・カタログ上でのアイコン表示によるカテゴリーの明確化や、希望小売価格の明確化、送料の1本化など運用ルールを全国で統一する方向が明確になっており、地域差を無くしていこうという更生相談所側の考えも見られるようになった

3. 電動車椅子

- ・簡易形電動車椅子の価格改善
- ・項目の細分、明確化（車椅子と同様の意見です）
- ・普通形電動車椅子の価格改善

4. 座位保持椅子

- ・クッションモールド型（種目の選択を間違えている（車椅子、または電動車椅子）と思われます）

5. 起立保持具

- ・回答なし

6. 歩行器

- ・回答なし

7. 改善された点はない

- ・回答不可（メーカーのため）
- ・件数が少ないため実感がわからない

以上